

令和 5 年度研究結果の概要

研究代表者 菅沼 成文

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

胸部 X 線検査専門委員会委員

研究課題名（課題番号）: 健康管理手帳制度による健康診断の諸外国での実施のための研究（230101-01）

研究実施期間：令和 5 年 4 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（3 年計画の 1 年目）

研究の目的:

本研究の目的は、我が国の有害業務を行う職場で有害化学物質等に曝露した外国人労働者がその職場を退職した際に、健康管理手帳交付対象であった場合に継続した健康診断を実施可能なのか、について、各国の状況を明らかにするところである。すなわち、健康管理手帳制度による健康診断を諸外国で実施するため、受診者数の規模や諸外国での健康診断実施状況を踏まえ、実施方法に関する課題及び解決策を検討する。

がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者で一定の要件に該当する者については、離職の際又は離職の後に、労働安全衛生法の規定に基づき、都道府県労働局長から健康管理手帳の交付を受け、その都道府県労働局長が指定する医療機関において、定期的に健康診断を受診することができることとなっている。これは、単に日本国籍を有する労働者だけではなく、我が国で就労する外国人労働者も対象となる。

我が国で働く外国人労働者は、令和 5 年には 200 万人を超えたことが報告されているが、長期間我が国で働く人々だけでなく、このうち約 20%（約 41.3 万人）を占める技能実習生は、最大 5 年間の我が国滞在の後には母国に帰国することとなる。

健康管理手帳の交付対象となる業務は、当該業務を行わなくなった後であっても健康影響が発生するおそれのある業務であることから、帰国した後も継続的な健康診断の受診が必要となるが、健康管理手帳により健康診断を受診できる機関は、都道府県労働局長から指定される当該都道府県内の機関に限られているため、現行制度においては、仮にこのような外国人労働者が母国に帰国した場合には、母国においては健康管理手帳による健康診断は受診できないこととなる。

2019 年に施行された改正出入国・難民認定法により、段階的に単純労働分野においても外国人労働者の受け入れを拡大することとなっており、今後、一定期間我が国で有害業務に従事した後、母国において健康診断の受診を希望する者が増加することが予想される。

このようなことを背景として、現在多くの技能実習生が来日しているベトナム、中国、フィリピン、インドネシアを中心に、技能実習に関する二国間取り決めを行っている国々（主として東南アジア諸国）のうち主要な国等を対象として、健康管理手帳制度に基づく健康診断

を行う適切な医療機関等の把握、健康診断の実施方法・課題等について、海外の関係機関と連携して調査を行い、外国人労働者が母国に帰国した後の健康診断を通じた健康管理の方法について解決法や提案を行うことを目的とする。

研究の成果:

本年度は研究計画書の作成、アンケート調査票の開発を行った。また、調査対象国として技能実習生の来日状況を元にタイ、インドネシア、ベトナム、フィリピンを選定した。タイでは、AIR Pneumo プログラムのネットワークを活用して情報交換会を開催し、IRB の承認を得る時間がかかるアンケート調査ではなく、IRB 承認を要さないフォーカスグループインタビューを行うことが提案された。インドネシアでは、作成したアンケート調査票による予備調査の結果、インドネシア国内に本研究の目的を果たすために必要となる一定の人材や医療設備並びに医療機関が存在する可能性が示唆された。ベトナムでは、保健省保健環境管理局との会議を通じて OSH サービスの提供システム及び品質保証システムについて情報収集を行った。フィリピンでは、労働雇用局労働安全衛生センターの専門家との会議にて、両国の医療施設の有無や制度の違いが明らかになり、引き続き研究計画書の改訂やコミュニケーションの必要性が議論された。ネパールでは、医療制度と OSH 制度の連携不足や労働法の不十分さ、州レベルでの規制不足が課題として浮かび上がった。また、米国の大学を訪問し、外国人労働者の帰国後のフォローアップ体制が整備されておらず、退職後のフォローアップも不十分である現状について議論がなされた。

結論:

ベトナムやインドネシア、ネパールなどのアジア諸国での調査により、健康管理手帳による健康診断を実施可能な医療機関が各国に存在することが示唆された。

今後の展望:

調査対象国の医療体制の現状や医療機関の能力については、まだ詳細な情報が不足している。今後、これらの国々における医療機関の設備や人材の水準、健康診断の提供範囲などについて、より詳細な情報を収集する必要がある。特に、労働者が帰国後に適切な健康管理を受けるためには、医療機関の選定や診断の品質管理に関する基準の整備が不可欠である。これらの取り組み・検討を通じて、労働者が帰国後も適切な健康管理を受けることができる余地が見出されるものと期待される。